別添１

愛知県災害派遣福祉チームの概要

○ 愛知県災害派遣福祉チーム（愛知ＤＷＡＴ）とは？

※ＤＷＡＴ（Disaster Welfare Assistance Team）

災害時において、高齢者や障害者などの配慮が必要な方（要配慮者）を支援するため、福祉の専門職等を被災地に派遣するしくみです。

チームの編成は

福祉の専門職により構成される４～６名のチームです。

チームが活動するときは

【県内】

災害救助法が適用され、又は適用される可能性があると認められる規模の災害が発生した場合であって、市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合です。

【県外】

災害救助法が適用され、厚生労働省又は被災都道府県から派遣要請があった場合です。

チームの活動期間は

災害の初期(発災後おおむね３日後から１か月)に活動し、１チームの活動期間は５日間程度です。
（東日本大震災発生の際には、被災地への職員派遣により配置基準を満たさなくなった場合の、介護報酬、人員、職員・設備及び運営基準の柔軟的な取扱いがなされました。）

チーム員は

社会福祉施設の職員、職能団体の会員等で、下記の業務経験が**３年以上の方**です。

資格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー等
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員
その他	特に必要な者　（看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士等）

○ 愛知県災害派遣福祉チーム（愛知ＤＷＡＴ）の活動の内容は？

１　避難者の福祉ニーズの把握と、要配慮者のスクリーニングをします。

(例)・避難所を巡回し支援が必要な者を把握し、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
・避難者の福祉的課題を整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携して支援活動を行う。

２　要配慮者からの相談に対応したり、介護を必要とする避難者に応急的な支援をします。

(例)・要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
・医療施設への移送が必要と予想される場合は、保健・医療班等に引き継ぎ、福祉施設への移送が必要な場合は、現地の市町村担当者（福祉担当、保健師等）と調整をする。
・避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

３　その他

(例)・避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
・避難所を巡回し、避難所の環境調整の必要性について調査を行う。
・福祉的な支援が必要な者のため、福祉避難室を設置するなど環境整備に向けた助言等を行う。